

兵庫・徳島「鳴門の渦潮」世界遺産登録推進協議会規約【改正案】

(名称)

第1条 この会は、兵庫・徳島「鳴門の渦潮」世界遺産登録推進協議会（以下、「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、兵庫県及び徳島県が連携し、鳴門海峡にうず巻く世界の奇観「渦潮」について、その美しい自然を後世に伝え、さらには世界遺産への登録を実現するための活動を行うことを目的とする。

(構成員)

第3条 協議会は、別表1に掲げる行政機関、議会・議員その他関係団体で構成する。

(事業)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するために、次の事項について必要な事業を行う。

- (1) 「鳴門の渦潮」の調査研究に関すること
- (2) 普及啓発及び情報発信に関すること
- (3) その他目的達成に必要なこと

(組織)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長

- 2 会長は、兵庫県知事及び徳島県知事をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、南あわじ市長及び鳴門市長をもって充てる。
- 5 会長に事故があるとき又は不在のときは、会長が予め指定する者がその職務を代理する。

(顧問)

第6条 協議会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、目的達成のための指導、助言等を行うものとする。

(会議)

第7条 協議会の会議は、総会及び幹事会とする。

(総会)

第8条 総会は、総会の開催会場となる県の会長（以下「開催県の会長」という。）が招集する。

2 総会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。

(1) 規約の改廃に関する事

(2) 重要な規程の制定及び改廃に関する事

(3) その他開催県の会長が必要と認めた事項に関する事

3 総会の議事は、出席構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は、開催県の会長の決するところによる。

4 協議会は、必要に応じて、構成員以外の者から意見等を求めることができる。

(幹事会)

第9条 幹事会は、別表2に掲げる団体（以下「幹事」という。）で構成し、幹事長を置く。

2 幹事長は、兵庫県淡路県民局長及び徳島県観光スポーツ文化部長をもって充てる。

3 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。

4 幹事長に事故があるとき又は不在のときは、幹事長が予め指定する者がその職務を代理する。

5 幹事会は、幹事会の開催会場となる県の幹事長（以下「開催県の幹事長」という。）が招集する。

6 幹事会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。

(1) 事業計画に関する事

(2) 予算及び決算に関する事

7 幹事会の議事は、出席幹事の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は、開催県の幹事長の決するところによる。

8 幹事会は、必要に応じて、幹事以外の者から意見等を求めることができる。

(部会)

第10条 協議会は、第4条の事業を実施するため、必要に応じて部会を設置することができる。

2 部会に関する事項は別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の事務局は、兵庫県淡路県民局及び徳島県観光スポーツ文化振興課に置く。

(財務)

第12条 協議会の運営に必要な経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定

める。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成26年12月18日から施行する。
- 2 この規約は、平成31年3月7日から施行する。
- 3 この規約は、令和2年3月19日から施行する。
- 4 この規約は、令和3年3月19日から施行する。
- 5 この規約は、令和6年3月18日から施行する。
- 6 この規約は、令和7年3月14日から施行する。
- 7 この規約は、令和8年3月13日から施行する。
- 8 この規約は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

兵庫・徳島「鳴門の渦潮」世界遺産登録推進協議会構成員

(順不同)

	団 体 名
行 政	兵庫県
	徳島県
	洲本市
	南あわじ市
	淡路市
	鳴門市
	淡路広域行政事務組合
議会・議員	淡路島選出兵庫県議会議員
	鳴門市選出徳島県議会議員
	洲本市議会
	南あわじ市議会
	淡路市議会
	鳴門市議会
関係団体	一般財団法人淡路島くにうみ協会
	一般社団法人淡路島観光協会
	洲本商工会議所
	南あわじ市商工会
	淡路市商工会
	五色町商工会
	一般社団法人淡路青年会議所
	一般社団法人淡路水交会
	「うず潮」の世界遺産登録を推進する淡路島議員連盟
	特定非営利活動法人うず潮を世界遺産にする淡路島民の会
	日本郵便株式会社淡路地区連絡会
	洲本市連合町内会
	南あわじ市連合自治会
	淡路市連合町内会
	南あわじ温泉郷事業協同組合
	福良漁業協同組合
	南あわじ漁業協同組合
	うずしおの郷地域振興協議会
	一般社団法人鳴門市うずしお観光協会
	鳴門市観光コンベンション株式会社
	鳴門商工会議所
	大麻町商工会
	一般社団法人鳴門板野青年会議所
	徳島県漁業協同組合連合会
	一般財団法人自然公園財団鳴門支部
	鳴門海峡の渦潮を世界遺産にする会
	本州四国連絡高速道路株式会社
	鳴門海峡の渦潮を世界遺産にする鳴門市議会議員有志連盟

別表 2（第 9 条関係）

兵庫・徳島「鳴門の渦潮」世界遺産登録推進協議会幹事

団 体 名
兵庫県
徳島県
洲本市
南あわじ市
淡路市
鳴門市
一般財団法人淡路島くにうみ協会
一般社団法人淡路島観光協会
特定非営利活動法人うず潮を世界遺産にする淡路島民の会
一般社団法人鳴門市うずしお観光協会